

新旧対照表

旧	新
 <p>豊中市都市景観形成マスタープラン 基本計画／景観計画（計画編）</p> <p>平成26年(2014年)4月 豊中市</p>	今後作成

旧	新
<p style="text-align: center;">住み続けたい、住んでよかったと 実感できるまちなみに向けて</p> <p>優れた都市景観の形成は、一朝一夕にできるものではなく、総合的で長期的な取り組みや、市民・事業者・NPO・行政等のたゆまぬ努力と、都市景観に寄せる情熱が必要です。</p> <p>このため、豊中市では平成15年（2003年）3月に市民ひとりひとりが愛着と誇りを実感できるまちづくりの基本的な方向を示した「豊中市都市景観形成基本計画」を策定し、これを都市景観形成の指針として、様々な取り組みを進めましたが、現在、その中間見直しの時期を迎えています。</p> <p>この間、景観法に基づく「豊中市景観計画」の策定により、法的根拠・強制力を持った規制を導入することともに、平成24年度（2012年度）には中核市移行に伴う屋外広告物規制の権限が市に移譲され、新たな施策として「豊中市屋外広告物条例」を制定する等、規制誘導に関する状況が変化してきています。</p> <p>一方、地域においては「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がってきており、景観形成協定の締結の他、建築協定の締結、地区計画の策定等、まちの状況や地域のニーズに応じたルールづくりや、美化・緑化活動、駅周辺の活性化に向けた取り組み等、様々な方法を活用したまちづくりが進められてきています。</p> <p>本市の都市景観の形成をこれからもより魅力的なものにするためには、こうした取り組みも広く含めた景観まちづくりが必要になるものと考えており、こうした考え方のもと、都市景観の形成を幅広い観点から効果的に進めていくためには、「豊中市景観条例」や「豊中市屋外広告物条例」「景観法」等の景観を主眼とした法制度にとどまらず、地区計画等の景観に関わる制度の活用にも重点を置くとともに、地域が有する特性や課題、多様なニーズに対応できる施策の提案や活動支援のあり方等、景観まちづくりにつながっていく様々な施策を総合的、体系的に取りまとめたよりわかりやすい指針が必要になると考えています。</p> <p>こうした観点から、今回の中間見直しにあたっては、市の都市景観形成の基本的な考え方を示した「豊中市都市景観形成基本計画」に法的な規制基準を示した「豊中市景観計画」を融合し、その一元化を図るとともに、景観に関わる施策を総合的、体系的に取りまとめ、新たな計画として「豊中市都市景観形成マスター プラン」を策定することとしたものです。</p> <p>さらに、今後の多様化するニーズに柔軟かつ機動的に対応できるように、景観まちづくりを具体に進めていく上での方法等を示した「推進編」との分冊を行い、「住み続けたい、住んでよかったと実感できるまちなみ」に向けて、市民・事業者・NPO・行政等の協働による取り組みを進めていきたいと考えています。</p>	<p style="text-align: center;">はじめに</p> <p style="text-align: center;">～ 令和6年度（2024年度）改定にあたって～</p> <p>優れた都市景観の形成は、一朝一夕にできるものではなく、総合的で長期的な取り組みや、市民・事業者・NPO・行政等のたゆまぬ努力と、都市景観に寄せる情熱が必要です。</p> <p>豊中市では、景観面から“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できるまちづくりを推進するために、平成26年（2014年）に「豊中市都市景観形成マスター プラン」を策定しました。このマスタープランは、都市景観形成の総合的な方向性を「計画編」としてとりまとめ長期的な視点で運用することとし、「計画編」に示された基本的な方向性に基づく具体的な推進方策などについては、社会環境の変化等に柔軟に対応できるよう別冊で「推進編」としてとりまとめています。</p> <p>策定から10年が経過し、この間、少子高齢化の進行、SDGsの達成に向けた機運の高まり、脱炭素社会に向けた取り組みの推進、新型コロナウイルス感染症による生活様式への影響や急速なデジタル化など、景観行政をとりまく環境が大きく変化してきています。</p> <p>一方、国においては、国土交通省が令和5年（2023年）3月に『景観計画・まちづくりの質向上アイデア集』を作成し、「地域の特徴ある景観や、地域を物語る景色や風景を守り、創り、育む「景観まちづくり」は、今後ますます重要になってきています」と示しており、地域の景観を守る・創る・育む「景観まちづくり」の推進が引き続き重要なとなっています。</p> <p>豊中市ではこの10年間に様々な景観啓発の取り組みを行ってきました。平成5年度（1993年度）から実施している市内の都市景観形成に寄与する建築物や活動を表彰する『豊中市都市デザイン賞』の開催や、新たな取り組みとして、身近な景観で「いいね！」と感じ人にも教えたい景観スポットを募集し、市民投票で選定して発表する『豊中まちなみ市民賞』を開催し多数の応募や投票をいただくなど、景観行政や身近な景観への意識が根付いてきています。</p>

旧	新
	<p>地域においても、「自分たちのまちは自分たちで良くしていこう」という市民主体の活動が広がり、都市景観形成推進地区を7地区指定するなど、景観形成協定、地区計画、建築協定等まちの状況や地域のニーズに応じたルールづくりや運用、美化・緑化活動など、さまざまな方法を活用した景観まちづくりが進められています。</p> <p>これらの本市の景観をとりまく状況から、「まもる・つくる・そだてる・いかす」という基本方針など都市景観形成の総合的な方向性に係る事項は、今後も一層進めていくことが重要であるため継続することとし、計画編については関連施策との整合などの時点修正を行います。また、社会環境の変化への対応については、具体的な取り組みを示す「推進編」によることとし、本市の都市景観形成をより魅力的なものにするため、これまでの取り組みを一層充実させた「第2期推進編」を策定し、市民・事業者・NPO・行政等の協働による取り組みを引き続き進めて参ります。</p>

序章 計画の背景と目的

1. これまでの豊中市の都市景観形成の取り組み

【第1段階（1980年代～90年代前半）：アーバンデザインの時代】

- この段階は、アメニティ志向の高まり等を受け、駅前広場や都市公園の整備が進められる等「アーバンデザイン」がキーワードとなる時代でした。
- 本市の景観行政は文化行政に端を発しており、文化課の所管のもと「緑豊かな生活文化創造都市」を景観の視点から総合的に推進するため、昭和62年度に「豊中市都市景観形成基本計画」を策定しました。
- 基本計画のもと、魅力ある都市空間の創造を図るため、「アーバン・デザイン・マニュアル」シリーズを発行するとともに、景観への関心を高める施策として「とよなか百景事業」等に取り組んできました。
- その後、専門部署として都市デザイン課を設置、平成4年度に「豊中市都市景観要綱」を制定し、大規模建築物等の事前協議等、現行制度の基礎となるしくみを整備しました。
- この段階から、「豊中市まちづくり条例」の施行やまちづくり実践大学の開催により、市民参加のまちづくりが広がっていきました。

【第2段階（1990年代後半～2000年代前半）：環境の時代】

- この段階は、地球環境問題が顕在化し、市民の環境への関心も高まった「環境」の時代でした。
- 本市の景観行政も、環境づくりの一環として位置づけ、より専門的に施策の推進を図るため、企画部門を環境の部署へ、指導部門は建築の部署へと分担制を取り入れました。
- そして、「豊中市都市景観条例」の制定を経て、景観施策の充実を図るとともに、みどりや環境行政、建築行政等と総合的に景観行政を推進してきました。
- 一方、バブルの崩壊といった経済情勢の悪化を受け、大規模開発によるまちづくりが徐々に見直されるとともに、阪神・淡路大震災の発生を契機に、市民主体のまちづくりや地域コミュニティの重要性がクローズアップされた時代でもあり、まちづくり協議会等地域が主体となったまちづくりの重要性が理解され、取り組みの広がりを見せた時期もありました。
- その成果として、景観形成協定が締結される等、地域特性に応じた景観形成の取り組みも進み出しました。

豊中市都市景観形成
基本計画（S62年度）
〔1987年度〕

○文化行政として
スタート
「文化課」が所管

- アーバン・デザイン・マニュアルの発行
- とよなか百景事業 等

豊中市都市景観要綱
(H4年度)
〔1992年度〕

豊中市都市景観形成
推進計画（H4年度）
〔1992年度〕

- 要綱に基づく大規模建築物等の事前協議
- 都市デザイン賞の実施
- 景観形成建築物の指定
- 景観形成協定の認定 等

- 都市デザイン課
内で企画及び事前協議を担当
- 企画部局（計画管理や啓発等）と指導部局（事前協議等）の分担体制
- 屋外広告物ガイドライン策定

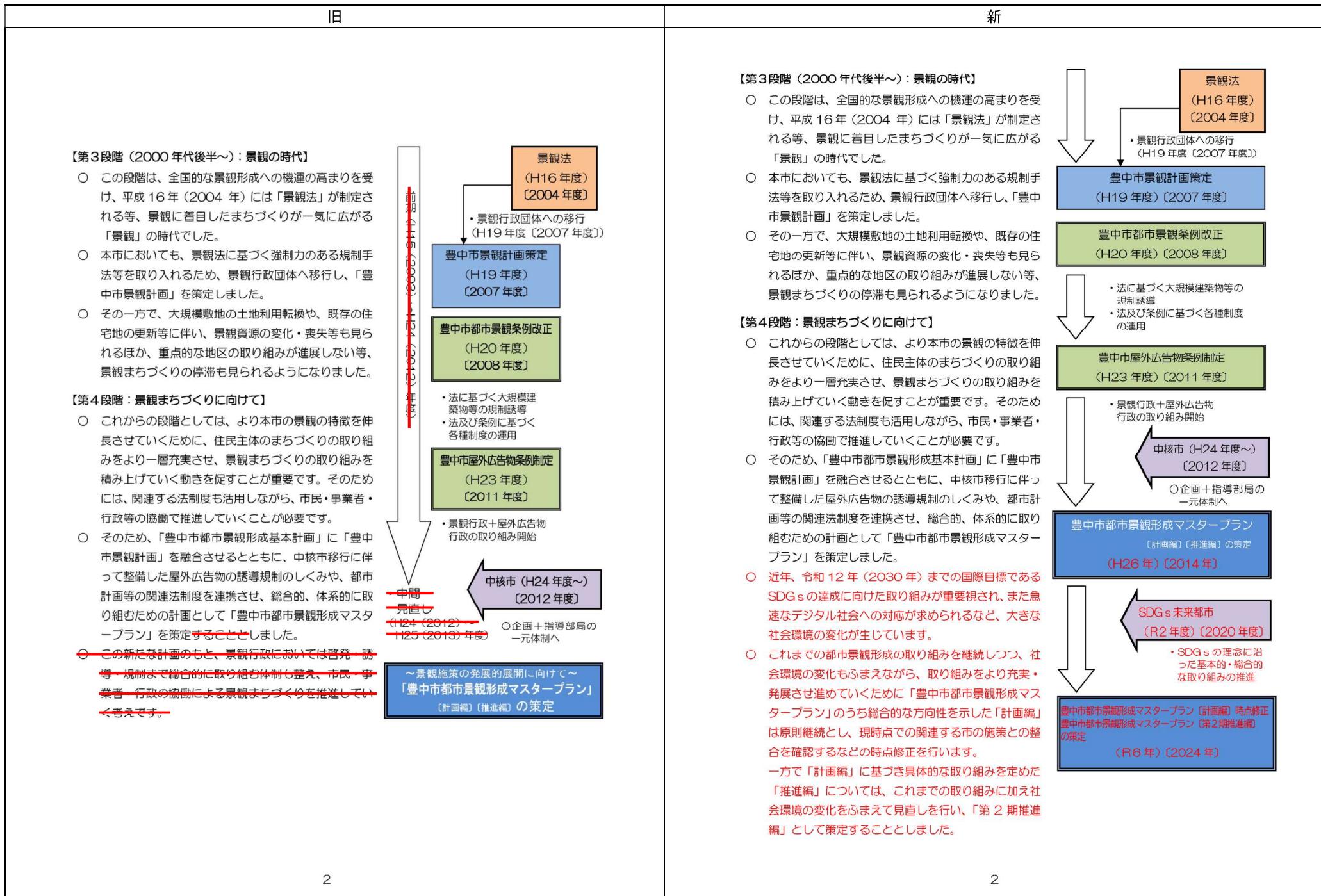
豊中市都市景観条例
(H11年度)〔1999年度〕

- 条例に基づく各種制度の運用（要綱制度を継承）

豊中市都市景観形成基本計画見直し
(H11年度)〔1999年度〕

- 条例に基づく各種制度の運用

変更なし



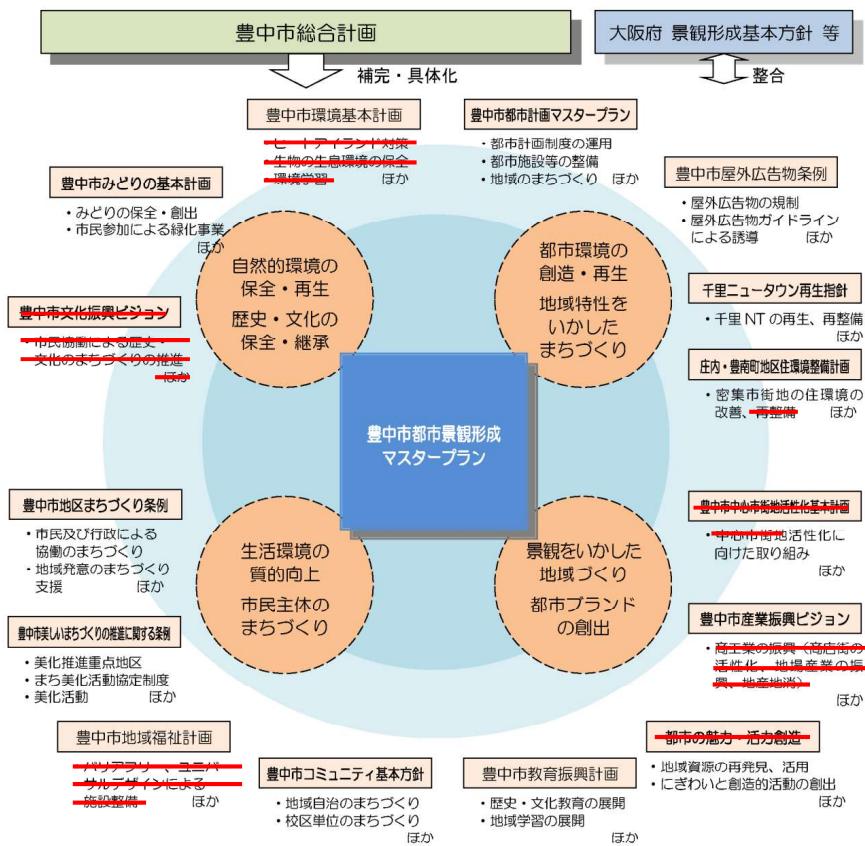
旧	新
<p>2. 計画の目的</p> <p>本市では、個々のまちなみが有する特性や課題に応じて、行政だけではなく市民・事業者・NPO等あらゆる主体が自主的かつ、主体的な取り組みのもと、景観面から“住み続けたい”“住んでよかったです”と実感できるまちづくりを進めていきたいと考えています。</p> <p>そのためには、景観を身近なものと感じながら意識を高め、その必要性や重要性を理解したうえで、誰しもが自ら良好な景観形成に向けた取り組みに携わってもらうことが必要となります。</p> <p>そこで、景観形成に関する考え方を幅広い視点からとらえ、各主体の協働と連携の取り組みをさらに多角的に進めていくために、景観を主眼とした法令等を示すことにとどまることなく、関連法令や制度を総合的・体系的に表しながら、これからの中長期的な豊中市の良好な都市景観形成に向けた考え方や進め方などを示すことを目的として、本計画を策定するものです。</p> <p>① 「豊中市都市景観条例」及び「景観法」に基づく都市景観形成を総合的に推進するための計画（マスタートーブラン）</p> <p>本計画は、本市の長期的な都市景観形成の方向性をさし示す羅針盤であり、都市景観形成全般にわたる総合的な計画です。</p> <p>具体的には、「豊中市都市景観条例」に基づく自主性や創意工夫を重視する柔軟な取り組み（誘導・啓発）と、「景観法」に基づく法的根拠を備えた取り組み（規制）の双方の特徴を最大限発揮させた両輪での運用を図るとともに、関連する法制度も最大限活用する等、都市景観の形成を総合的に推進するための計画です。</p> <p>② 「豊中市総合計画」と関連する諸計画の方針に基づく景観面からの施策体系の確立</p> <p>本市の最上位計画である「豊中市総合計画」や関連計画に位置づけられた内容、施策を踏まえ、良好な都市景観形成に向けた施策体系を確立するとともに、相互の連携による取り組みを示した計画です。</p> <p>③ 市民・事業者・NPO・行政の協働と連携による取り組みのための指針</p> <p>地域の景観まちづくりに市民・事業者・NPOが主体的に関わり、協働で取り組むことのできる計画として、地域の様々な取り組みが景観まちづくりへと展開できるよう、支援・誘導方策を明記した計画です。</p>	変更なし

旧

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「豊中市総合計画」の示すまちづくり目標に沿って策定された「豊中市環境基本計画」、「豊中市都市計画マスター プラン」、「豊中市みどりの基本計画」、「~~豊中市文化振興ビジョン~~」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市コミュニティ基本方針」等の計画・方針、「大阪府景観形成基本方針」等の府の計画・施策等とも相互に、かつ有機的に連携を図るもので

具体的には本計画で明記した景観上の重要な要素や都市景観形成の考え方を各分野別計画・事業に反映を求めていくとともに、各種関連計画における景観形成に関わる部分を本計画に取り込んでいます。



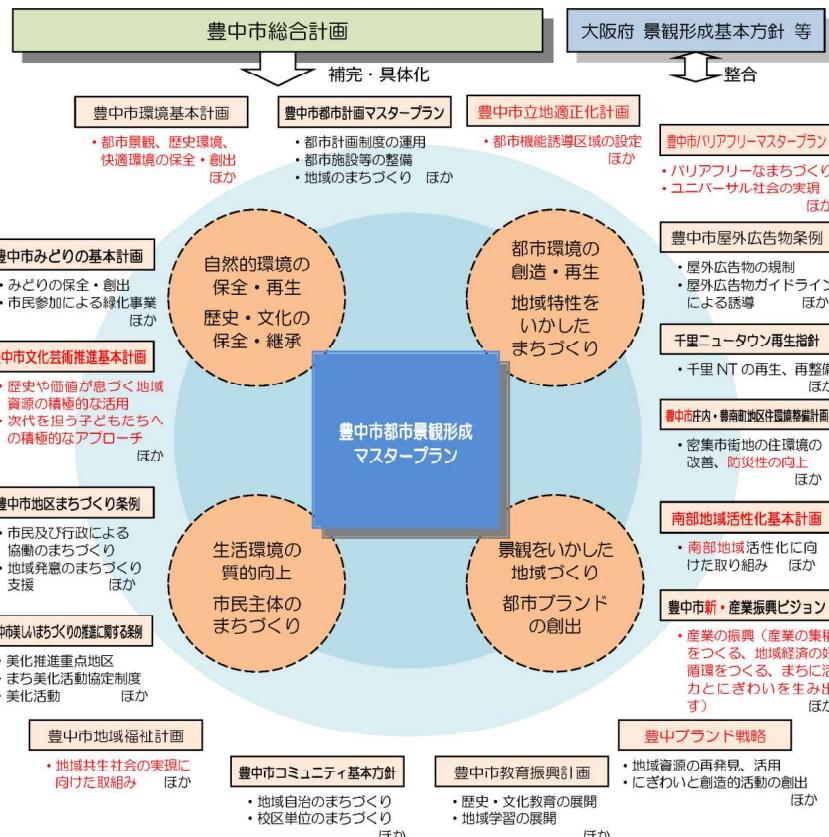
【都市景観形成マスター プランと関連計画・方針等との関係】

新

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「豊中市総合計画」の示すまちづくり目標に沿って策定された「豊中市環境基本計画」、「豊中市都市計画マスター プラン」、「~~豊中市立地適正化計画~~」、「豊中市みどりの基本計画」、「~~豊中市文化芸術推進基本計画~~」、「豊中市地域福祉計画」、「豊中市コミュニティ基本方針」等の計画・方針、「大阪府景観形成基本方針」等の府の計画・施策等とも相互に、かつ有機的に連携を図るもので

具体的には本計画で明記した景観上の重要な要素や都市景観形成の考え方を各分野別計画・事業に反映を求めていくとともに、各種関連計画における景観形成に関わる部分を本計画に取り込んでいます。



【都市景観形成マスター プランと関連計画・方針等との関係】

旧	新
<p>4. 計画の構成</p> <p>(1) 計画全体の構成</p> <p>本計画は、市全域を対象とした計画です。</p> <p>「豊中市都市景観条例」を根拠とした「基本計画」と、「景観法」を根拠とした「景観計画」からなり、この2つを統合した一対の計画を「都市景観形成マスタープラン」と呼びます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画：「豊中市都市景観条例」に基づく計画で、条例では「市長は、都市景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、市民及び事業者と市がともに協力して、その目標を実現するための指針となる基本計画を策定しなければならない。」と定められています。 <p>※基本計画では、都市景観に関わる様々な施策を総合的、体系的に取りまとめており、都市景観形成の総合的な方向性を示す【計画編】と、推進方策や推進プログラム等を示した【推進編】で構成されています。また、【推進編】については、課題や状況に応じた取り組みや見直しが柔軟に行えるよう分冊化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観計画：「景観法」に基づく計画で、法では「景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。」ものとされています。 <p>※「景観計画」は、「景観法」において「環境基本計画」との調和及び「都市計画マスター プラン」との適合が求められ、また、「豊中市都市景観条例」第6条（景観計画の策定）では、景観計画は基本計画に即して定めるものとしています。</p> <p>※「屋外広告物条例」は、屋外広告物法において、「景観計画」に「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定めた場合は、その内容に即して定めるものとされています。</p> <p style="text-align: right;">変更なし</p>	

旧	新
<p>(2) 計画の構成と内容</p> <p>【計画編】</p> <p>【推進編】</p> <p>（2）計画の構成と内容</p> <p>序章 計画の背景と目的</p> <p>第1章 計画の意義 1. 都市景観とは 2. 都市景観形成とは 3. 都市景観形成の対象領域</p> <p>第2章 豊中市の都市景観 1. 景観のなりたち 2. 景観の特性</p> <p>第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針 1. 都市景観形成の基本目標 2. 都市景観形成の基本方針</p> <p>第4章 めざすべき姿 1. 骨格景観 2. 地域別景観</p> <p>第5章 良好的な都市景観の形成に向けて 1. 基本的な考え方 2. 活動範囲に応じた景観形成</p> <p>第6章 重点的な地区の景観形成 1. 重点的に取り組む景観形成 2. 各種法制度を活用した総合的な取り組み 3. 重点的な地区的景観形成のステップ</p> <p>第7章 各主体の役割・取り組み体制 1. 市民・事業者・行政の役割 2. 都市景観形成に向けた体制 3. 計画の進行管理</p> <p>第8章 景観法に基づく事項等（※法定事項） 1. 景観計画区域 2. 良好的な景観の形成に関する方針 3. 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項 4. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 5. 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項 6. 景観重要な公共施設の整備に関する事項 7. 都市景観形成推進地区</p> <p>パート1 「好感」から「共感」へ。 とよなかの景観まちづくり</p> <p>パート2 「とよなかの景観まちづくり」を 推進していくために</p> <p>※【推進編】は別冊として策定</p> <p>【基本計画】 【景観計画】</p> <p>（2）計画の構成と内容</p> <p>序章 計画の背景と目的</p> <p>第1章 計画の意義 1. 都市景観とは 2. 都市景観形成とは 3. 都市景観形成の対象領域</p> <p>第2章 豊中市の都市景観 1. 景観のなりたち 2. 景観の特性</p> <p>第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針 1. 都市景観形成の基本目標 2. 都市景観形成の基本方針</p> <p>第4章 めざすべき姿 1. 骨格景観 2. 地域別景観</p> <p>第5章 良好的な都市景観の形成に向けて 1. 基本的な考え方 2. 活動範囲に応じた景観形成</p> <p>第6章 重点的な地区の景観形成 1. 重点的に取り組む景観形成 2. 各種法制度を活用した総合的な取り組み 3. 重点的な地区的景観形成のステップ</p> <p>第7章 各主体の役割・取り組み体制 1. 市民・事業者・行政の役割 2. 都市景観形成に向けた体制 3. 計画の進行管理</p> <p>第8章 景観法に基づく事項等（※法定事項） 1. 景観計画区域 2. 良好的な景観の形成に関する方針 3. 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項 4. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 5. 屋外広告物の表示等に係る行為の制限に関する事項 6. 景観重要な公共施設の整備に関する事項 7. 都市景観形成推進地区</p> <p>【計画編】</p> <p>【第2期推進編】</p> <p>（2）計画の構成と内容</p> <p>序章 計画の背景と目的</p> <p>第1章 策定にあたって</p> <p>第2章 推進方策・推進プログラム</p> <p>第3章 とよなかの景観まちづくり</p> <p>※【第2期推進編】は別冊として策定</p> <p>【基本計画】 【景観計画】</p>	

旧	新
<p>第1章 計画の意義</p> <h3>1. 都市景観とは</h3> <p>○都市景観とは“まちの風景”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“都市”は「まち」、「景観」は「風景、外観、けしき、ながめ」を表す言葉です。特に、景観の“観”は「見えるさま、様子、状態」という意味を持ちます。 ・『都市景観』を言い換えれば「まちの風景」となります。「景観」という言葉を使うのは“みる人(つまり私たち)がいる”ことを明らかにするためで、人と風景の関わりがあって都市景観がなりたちます。 <p>○都市景観は自然がベースになっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風景は、丘陵や平地、川等の自然の地形が基礎（ベース）になっています。都市景観は、自然の風景の中に、建築物や道路等が形成されています。 ・風景を大切にし、それに合わせたデザインを行い、時間をかけて整えながらそだてていくことによって優れた都市景観となります。 <p>○都市景観は“まちのイメージ”を伝える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閑静な住宅街、にぎやかな商業地といった都市景観の様々な状況は、見た感じや、音、香り等、人間の五感を通して私たちに伝わります。これが、まちのイメージをつくりていきます。 ・よいイメージのまちに対して、私たちは好ましい印象を持つ等、魅力的な都市景観はまちのイメージを高めることがあります。 <p>○都市景観とは“まちの文化”的現れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観は、まちの文化の現れであり、地域社会におけるまちづくりの歴史や、そこで暮らしてきた人々の価値観が積み重なったものともいえます。 ・魅力的なまち、文化の香り高いまちは、市民の生活へも良い刺激をもたらし、日々の生活を豊かにします。住んでよかった、このまちに育ってよかったと実感できる、そして最も定住意向を高める要素が都市景観です。    	 <p>変更なし</p>

旧	新
<p>2. 都市景観形成とは</p> <p>○地域の特徴豊かな景観をまもり、つくり、そだて、いかすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観の形成とは、他のまちの美しい景観をまねることではありません。 ・それぞれの地域が持つ特徴的な景観をさらによいものへと質を高めること、「豊中らしさ」あふれる都市景観へと、まもり、つくり、そだて、いかしていくことです。  <p>桜並木と調和したまちなみ（永楽荘）</p>	
<p>○美しく飾るだけでなく、住みよいまちにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観の形成は、見た目を美しく飾ることと誤解されがちですが、五感のすべてから心地よさを感じるまちにすることが大切です。 ・そのことが“住んでよかった”と実感できるまち、安心して暮らせるまちにもつながります。  <p>デザインのまとまりが心地よいまちなみ（中桜荘）</p>	変更なし
<p>○時をかけて、形成するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちにはたくさんの建築物等があります。一つだけが優れても、良い都市景観にはなりません。まちの中で見えるすべての要素が、美しく、バランス良く見えることが大切です。 ・都市景観の形成は、たくさんの人が関わって、一つひとつの要素を長い年月をかけて整えてこそ、すばらしいものとなります。  <p>建築物や緑等が調和したまちなみ (千里中央地区から南方向を望む)</p>	

3. 都市景観形成の対象領域

都市景観の形成は、道路や公園等の公共空間だけでなく、景観として認識でき、景観に影響を及ぼすもののすべてを対象にすることが必要です。

都市空間は、下図のように公的領域、境界領域、私的領域の3つに分けることができますが、本計画では、「公的領域」と「境界領域」を対象とします。



【対象領域】

①公的領域

- 公共の空間で、不特定多数的人が行き交う、使う、眺める場所です。都市景観を形成する主な空間となっています。
- 公的領域の維持・管理は、行政が主となって行っていましたが、「みんなの空間」として、市民・事業者・NPOも参加・協力し、清掃・緑化・整備計画づくり等、様々な場面から景観形成に取り組むことが大切な場所です。

(公的領域の例)



3 都市景観形成の対象領域

都市景観の形成は、道路や公園等の公共空間だけでなく、景観として認識でき、景観に影響を及ぼすもののすべてを対象にすることが必要です。

都市空間は、下図のように公的領域、境界領域、私的領域の3つに分けることができますが、本計画では、「公的領域」と「境界領域」を対象とします。



【対象領域】

①公的領域

- 公共の空間で、不特定多数の人が行き交う、使う、眺める場所です。都市景観を形成する主な空間となっています。
- 公的領域の維持・管理は、行政が主となって行っていましたが、「みんなの空間」として、市民・事業者・NPOも参加・協力し、清掃・緑化・整備計画づくり等、さまざまな場面から景観形成に取り組むことが大切な場所です。

(公的領域の例)



旧		新	
<p>②境界領域</p>	<p>○公的領域と私的領域の間です。建築物の屋根、外壁、垣や柵、玄関、アプローチ、擁壁、屋外広告物（看板）等、外部に面する建築物や外構の要素が含まれます。</p> <p>○その中で、道路・歩道に接する境界領域は「敷際」と呼ばれ、道行く人が間近に眺める部分のため、まちの印象を良くも悪くもする等、景観形成に大きく関わる部分です。</p> <p>○近年、玄関先や窓辺、敷際等を花やみどり、照明等で飾り、外を通る人の目を楽しませている事例も多く見られます。</p> <p>（境界領域の例）</p> 	<p>②境界領域</p>	<p>○公的領域と私的領域の間です。建築物の屋根、外壁、垣や柵、玄関、アプローチ、擁壁、屋外広告物（看板）等、外部に面する建築物や外構の要素が含まれます。</p> <p>○その中で、道路・歩道に接する境界領域は「敷際」と呼ばれ、道行く人が間近に眺める部分のため、まちの印象を良くも悪くもする等、景観形成に大きく関わる部分です。</p> <p>○近年、玄関先や窓辺、敷際等を花やみどり、照明等で飾り、外を通る人の目を楽しませている事例も多く見られます。</p> <p>（境界領域の例）</p> 
<p>③私的領域</p>	<p>○民間施設や公共施設の屋内空間等、外から見えない部分です。</p> <p>○プライベートな空間であり、所有者・利用者の手によって維持・管理される空間です。</p> <p>○屋内は景観に影響を及ぼすものではありませんが、快適な屋内空間の設計にあたっては、景観を積極的に活用することもできるため、関連づけて考えることが大切です。</p> <p>（私的領域の例）</p> 	<p>③私的領域</p>	<p>○民間施設や公共施設の屋内空間等、外から見えない部分です。</p> <p>○プライベートな空間であり、所有者・利用者の手によって維持・管理される空間です。</p> <p>○屋内は景観に影響を及ぼすものではありませんが、快適な屋内空間の設計にあたっては、景観を積極的に活用することもできるため、関連づけて考えることが大切です。</p> <p>（私的領域の例）</p> 

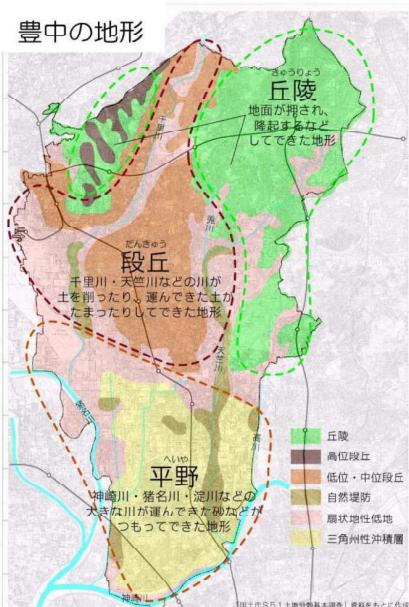
第2章 豊中市の都市景観

1. 景観のなりたち

本市のまちなみは、自然を基礎に、人々の暮らしや生産活動の歴史が積み重なって形成されたものであり、都市景観の形成にあたっては、これらをいかすことが大切です。

(1) 自然

- 北東部を中心に丘陵、中部の段丘、南部の平野（沖積低地）の3つの地形によってなりたち、北から南に向かって猪名川、千里川、天竺川、高川が流れ、東から西に向かって神崎川が流れています。
- かつて、丘陵や段丘にはため池が数多く分布し、平野には水路網が整っており、水田や畠のほかタケノコの生産や花桃等の園芸作物の栽培等が行われていました。丘陵には、竹林やアカマツ・コナラ等の林が分布し、豊かなみどりに囲まれていました。
- 現在は服部緑地、天竺川・高川沿い、島熊山、千里ニュータウンの公園・緑地、猪名川や千里川の河川敷等が、豊かな自然の風景に親しむことのできる貴重な資源となっています。



川沿いの緑や段丘の地形がよみとれるまちなみ



天竺川沿いの豊かな自然

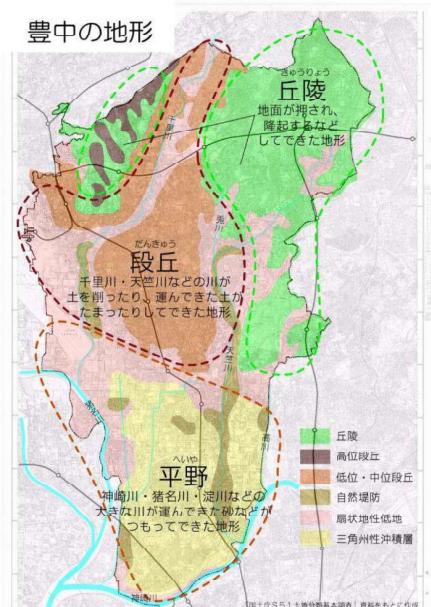
第2章 豊中市の都市景観

1. 景観のなりたち

本市のまちなみは、自然を基礎に、人々の暮らしや生産活動の歴史が積み重なって形成されたものであり、都市景観の形成にあたっては、これらをいかすことが大切です。

(1) 自然

- 北東部を中心に丘陵、中部の段丘、南部の平野（沖積低地）の3つの地形によってなりたち、北から南に向かって猪名川、千里川、天竺川、高川が流れ、東から西に向かって神崎川が流れています。
- かつて、丘陵や段丘にはため池が数多く分布し、平野には水路網が整っており、水田や畠のほかタケノコの生産や花桃等の園芸作物の栽培等が行われていました。丘陵には、竹林やアカマツ・コナラ等の林が分布し、豊かなみどりに囲まれていました。
- 現在は服部緑地、天竺川・高川沿い、島熊山、千里ニュータウンの公園・緑地、猪名川や千里川の河川敷等が、豊かな自然の風景に親しむことのできる貴重な資源となっています。



川沿いの緑や段丘の地形がよみとれるまちなみ



天竺川沿いの豊かな自然

旧

(2) 市街地形成の歴史

<戦前～戦中>

- ・大正時代まで、能勢街道沿いに町家が分布する以外は農地と集落が広っていました。
- ・大正から戦前にかけて、鉄道の開通に合わせた玉井町、末広町、岡町、東豊中での郊外住宅地の開発、桜塚での豊中第一土地区画整理事業によって、住宅都市の基礎が築かれました。
- ・猪名川沿いの平地をいかして飛行場が整備されたのもこの時期です。

<戦後～昭和40年代前半>

- ・戦後から高度経済成長期にかけて、緑丘や永楽荘、宮山町などで開発が進む等、住宅地が全市域に拡大しました。また、庄内駅の開設にあわせて、文化住宅や小規模な戸建て住宅等が多く建設されました。
- ・日本住宅公団（現UR都市機構）等により旭丘、東豊中等に大規模な住宅団地が建設され、千里丘陵にニュータウンが開発されました。
- ・大阪国際空港や名神高速道路といった国土幹線交通網の整備も進みました。

<昭和40年代後半～平成初期>

- ・大阪中央環状線・新御堂筋（国道423号）・北大阪急行、阪神高速道路大阪池田線が開通し、利便性の高い都市を形成するにつれ、ほぼ全市域にわたり市街化が進行しました。
- ・骨格的な都市基盤や住環境を整えるために、阪急宝塚線連続立体交差事業、大阪モノレール事業、庄内再開発事業、空港周辺整備事業の4大プロジェクトを実施しました。

<平成初期以降>

- ・西泉丘や少路、野田地区において土地区画整理事業が行われました。
- ・既成市街地では団地の建て替え等の更新事業も行われています。また、大規模な敷地を有する戸建住宅において敷地の分割や集合住宅の建設が見られたり、工場跡地において商業施設や集合住宅等への土地利用転換も行われるようになっています。



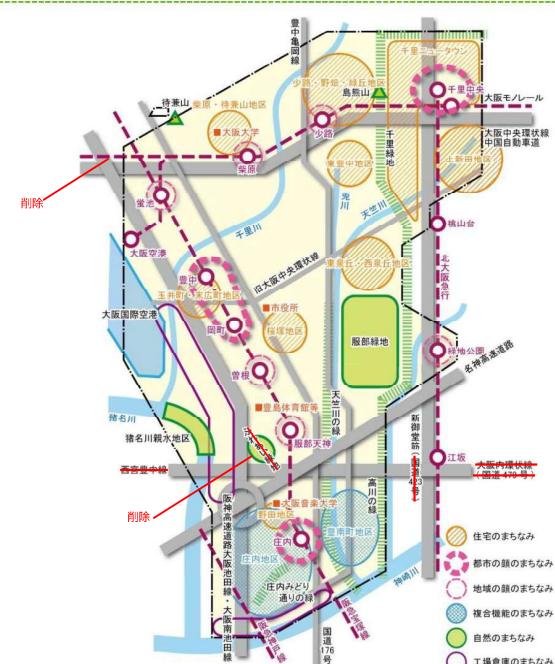
新

変更なし

2. 景観の特性

本市は、住宅地を中心とする都市として発展し、まちづくりへの住民参加も盛んになってきました。その結果、次のような景観の特性が見られます。

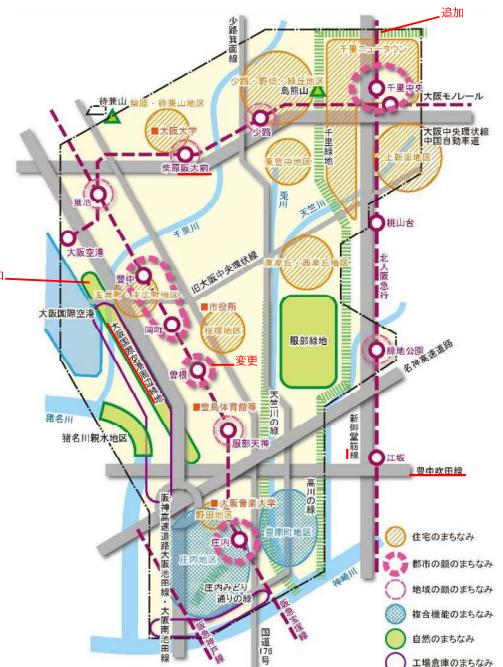
- ①暮らしやすい生活都市
 - ・戦前からの住宅地や千里ニュータウンに代表される良好な住環境、緑丘や新千里南町等の活発な市民活動等により、暮らしやすい生活都市のイメージが強い。
- ②モザイク状に広がる景観
 - ・自然条件や市街地形成の時期等の違いによって地域ごとに異なる景観がモザイク状に広がっている。
- ③アクセントになる骨格的要素
 - ・住宅地を中心とする市街地が面的に広がるなかで、点・線・面の景観要素がアクセントになっている。
- ④景観まちづくりへの取り組み
 - ・景観に対する意識が高まりつつあり、住民主体による様々な景観まちづくりの活動が展開されている。



2. 景観の特性

本市は、住宅地を中心とする都市として発展し、まちづくりへの住民参加も盛んになってきました。その結果、次のような景観の特性が見られます。

- ①暮らしやすい生活都市
 - ・戦前からの住宅地や千里ニュータウンに代表される良好な住環境、永楽荘や新千里南町等の活発な市民活動等により、暮らしやすい生活都市のイメージが強い。
- ②モザイク状に広がる景観
 - ・自然条件や市街地形成の時期等の違いによって地域ごとに異なる景観がモザイク状に広がっている。
- ③アクセントになる骨格的要素
 - ・住宅地を中心とする市街地が面的に広がるなかで、点・線・面の景観要素がアクセントになっている。
- ④景観まちづくりへの取り組み
 - ・景観に対する意識が高まり、住民主体によるさまざまな景観まちづくりの活動が展開されている。



旧	新
<div style="background-color: #6aa84f; color: white; padding: 5px 10px; border-radius: 50%; display: inline-block;"></div> <p>第3章 都市景観形成の基本目標・基本方針</p> <div style="border: 1px solid #6aa84f; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1. 都市景観形成の基本目標</p> <p>本市は、住宅地を中心とする都市として発展し、様々な暮らし・生活が多様な都市景観として現れ、現在に至っています。“住み続けたい”“住んでよかった”と実感できる、愛着と誇りを持てるまちづくりを、景観面から市民・事業者・NPO・行政が協働して取り組んでいくため、都市景観形成の基本的な目標として次の3つを定めます。</p> <div style="border: 1px solid #6aa84f; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 心地よく活気のある都市空間の創出</p> <p>市域の中で最も大きな面積を占めているのは、私たちが日々暮らしている住宅地です。住まいの周辺といった身近な空間が心地よいものであれば、私たちは心にゆとりや安らぎを感じることができます。また、活気のある景観は、事業活動の活性化につながります。このため、市民・事業者・NPO・行政が協働のもと、住宅地等の暮らしに身近な空間や、市民・事業者等が様々な活動を展開する都市空間において、アメニティの向上や環境との調和及び共生を図り、心地よく活気のある都市空間の創出をめざします。</p>  <p style="text-align: right;">変更なし</p> </div> <div style="border: 1px solid #6aa84f; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(2) 心に響く文化空間の創造</p> <p>年月を経て培われてきた地域の文化や、まちに伝わり、残されてきた歴史資源は、地域の共有財産です。また、地域福祉や生涯学習、まちづくり等の様々な場面から新になまらの文化も生まれています。これら新旧の文化や歴史の感じられる風景は、私たちの心に色濃く残り、人が成長する過程で大切なものです。このため、文化活動の拠点や歴史資源等を対象とした景観の形成に取り組み、私たちの心に響く文化空間の創造をめざします。</p>  </div> <div style="border: 1px solid #6aa84f; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(3) 都市の顔づくり・地域の顔づくり</p> <p>都市にも地域にも、様々な顔があります。そして、その顔にふさわしい個性や特徴を高めることは、都市や地域のイメージを豊かにします。このため、市内の都市活動の拠点となる空間を対象に、魅力的な都市の顔・親しみのある地域の顔となる景観の形成をめざします。</p>  </div> </div>	

旧

新

2. 都市景観形成の基本方針

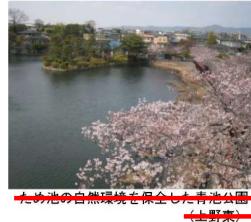
都市景観形成に係る3つの基本目標をふまえ、基本的な方針として次の4つを定めます。

(1) まもる

市域を特徴づけ、市民の共有財産となっている自然や歴史等の景観資源や、良好な景観を形成している住宅地等を保全し、景観の継承を図ります。

また、景観に関わるルールを市民・事業者・NPO・行政の協働によりまもります。

～良好な景観をまもる～ ～良好な景観のためのルールをまもる～



(2) つくる

開発や再整備等の事業においては、魅力ある景観を創出するよう努めます。また、魅力的な景観資源のネットワーク化を図ります。

そして、市民・事業者・NPO・行政の協働と連携のもと、地域の将来イメージやまちなかのルールづくりにも取り組みます。

～魅力的な景観をつくる～ ～まちのイメージやルールをつくる～



(3) そだてる

地域の歴史や文化、環境等の特徴をいかし、景観の維持・管理、育成または改善を図ります。

また、景観形成を進める人材の育成を行う等、新しい市民文化の醸成を図ります。

～特徴的な景観をそだてる～ ～景観に関わる人をそだてる～



(4) いかす

歴史や文化、特徴的な景観資源、景観に関わる活動はもとより、景観形成に寄与する取り組み等も積極的に景観形成にいかします。

また、景観形成の取り組みを地域のまちづくりや事業活動を含めた社会活動の活性化等にいかし、景観まちづくりへつなぎます。

～積極的に景観をいかす～ ～景観まちづくりにいかす～



2 都市景観形成の基本方針

都市景観形成に係る3つの基本目標をふまえ、基本的な方針として次の4つを定めます。

(1) まもる

市域を特徴づけ、市民の共有財産となっている自然や歴史等の景観資源や、良好な景観を形成している住宅地等を保全し、景観の継承を図ります。

また、景観に関わるルールを市民・事業者・NPO・行政の協働によりまもります。

～良好な景観をまもる～ ～良好な景観のためのルールをまもる～



(2) つくる

開発や再整備等の事業においては、魅力ある景観を創出するよう努めます。また、魅力的な景観資源のネットワーク化を図ります。

そして、市民・事業者・NPO・行政の協働と連携のもと、地域の将来イメージやまちなかのルールづくりにも取り組みます。

～魅力的な景観をつくる～ ～まちのイメージやルールをつくる～



(3) そだてる

地域の歴史や文化、環境等の特徴をいかし、景観の維持・管理、育成または改善を図ります。

また、景観形成を進める人材の育成を行う等、新しい市民文化の醸成を図ります。

～特徴的な景観をそだてる～ ～景観に関わる人をそだてる～



(4) いかす

歴史や文化、特徴的な景観資源、景観に関わる活動はもとより、景観形成に寄与する取り組み等も積極的に景観形成にいかします。

また、景観形成の取り組みを地域のまちづくりや事業活動を含めた社会活動の活性化等にいかし、景観まちづくりへつなぎます。

～積極的に景観をいかす～ ～景観まちづくりにいかす～



旧

新

第4章 めざすべき姿

1. 骨格景観

本市の都市景観は、市域の景観構造をなす骨格景観に、面として広がる地域別の景観が組み合わさって形成されており、良好な都市景観の形成にあたっては、『骨格景観』と『地域別景観』の双方を読み解きながら考えていくことが求められます。

そのため、骨格景観では、「拠点景観」「軸景観」「地区景観」を位置づけ、それぞれが有する景観資源としての大切さを明らかにするとともに、特性に応じたふさわしい景観形成の考え方や進め方を示します。



16

第4章 めざすべき姿

1 骨格景観

本市の都市景観は、市域の景観構造をなす骨格景観に、面として広がる地域別の景観が組み合わさって形成されており、良好な都市景観の形成にあたっては、『骨格景観』と『地域別景観』の双方を読み解きながら考えていくことが求められます。

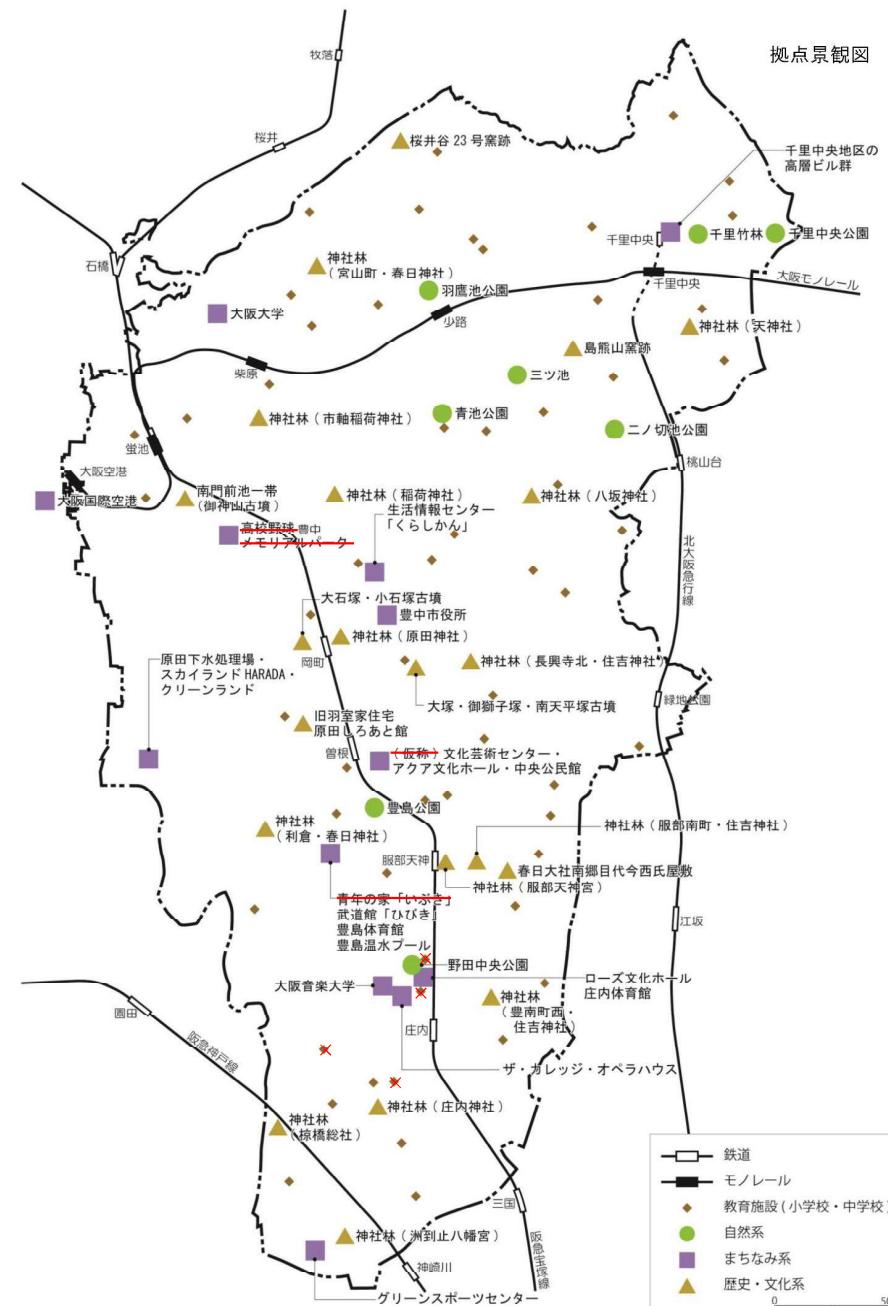
そのため、骨格景観では、「拠点景観」「軸景観」「地区景観」を位置づけ、それぞれが有する景観資源としての大切さを明らかにするとともに、特性に応じたふさわしい景観形成の考え方や進め方を示します。



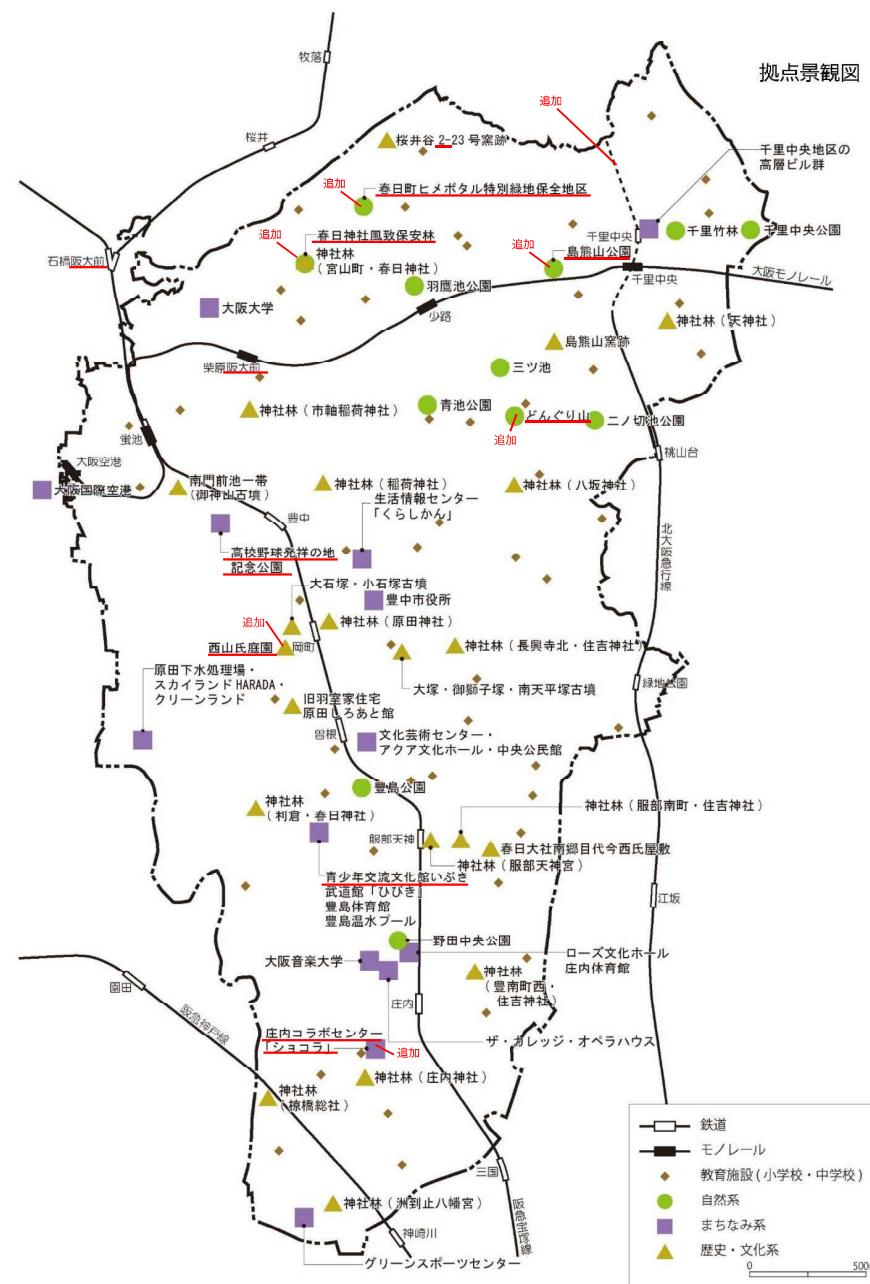
16

旧	新
<p>(1) 拠点景観</p> <p>市域を代表する景観資源や都市景観のアクセント、ランドマークとなるものを「拠点景観」として設定し、個性豊かな景観の形成をめざします。</p> <p>①自然系</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里中央公園、二ノ切池公園、豊島公園、野田中央公園、千里丘陵の竹林、羽鷺池公園、三ツ池、青池公園 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に残る自然（樹林地、小河川、ため池等）は、環境問題への意識の高まりから、生物の生息環境として、また、まちなみによるおいや安らぎをもたらすものとして大切な要素です。 ○ 市域に残る自然系の資源の保全に努めるとともに、公園の整備等にあわせて、地域の住民等との協働により、自然に親しめるような場所づくりを進めます。 <p>②まちなみ系</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里中央地区の高層ビル群、大阪国際空港、生活情報センター「くらしかん」、豊中市役所、（仮称）文化芸術センター・アクリア文化ホール・中央公民館、原田下水処理場・スカイランドHARADA・クリーンランド、青年の家「いぶき」・武道館「ひびき」・豊島体育館・豊島温水プール、ローズ文化ホール・庄内体育館・ザ・カレッジ・オペラハウス、グリーンスポーツセンター、高校野球メモリアルパーク・大阪大学、大阪音楽大学 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活や産業等が営まれる都市空間において、建築物がつくるまちなみは、まちの特徴やイメージを形づくる大切な要素です。とりわけ、多くの人が利用する施設とその周辺において整ったまちなみや親しみのわく景観が形成されると、住んでいる人や訪れる人にとってもよい印象をもたらすことができ、まちへの愛着にもつながります。 ○ 公共建築物の整備等においては、まちなみの特徴を読み取り、周辺と調和する景観形成を進めます。また、多くの人が利用する拠点としてふさわしい、にぎわいや風格のある景観形成を進めます。 ○ まちなみのアクセントやランドマークとなる建築物や施設等については、地域の景観形成を先導し、都市ブランドの形成にも寄与するような良好なデザイン等への配慮を促します。 ○ 建築物等への配慮に加え、敷際の緑化や開放的なしつらえ等、まちなみ全体に寄与する取り組みも促します。 <p>③歴史・文化系</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：神社林、桜井谷 23 号窯跡、島熊山窯跡、南門前池一帯、大石塚・小石塚古墳、大塚・御獅子塚・南天平塚古墳、原田しろあと館、今西氏屋敷 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ まちの中に息づく歴史・文化資源は、まちの個性やよりどころとして重要であり、現在も地域の住民のお祭り等を通じて、歴史・文化資源との関わりが継承されています。また、地域の歴史・文化を学ぶことができる場所として大切な要素です。 ○ 市域に残る歴史・文化資源を、所有者等の理解を得ながら保全に努めるとともに、地域住民等と協働でそれらをいかしたまちづくりを進めます。 ○ 歴史・文化資源の周辺においては、歴史的なたたずまいや雰囲気を損なうことのないよう、景観上の配慮を促します。 	<p>(1) 拠点景観</p> <p>市域を代表する景観資源や都市景観のアクセント、ランドマークとなるものを「拠点景観」として設定し、個性豊かな景観の形成をめざします。</p> <p>①自然系</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里中央公園、二ノ切池公園、豊島公園、野田中央公園、千里丘陵の竹林、羽鷺池公園、三ツ池、青池公園、島熊山公園、春日神社保安林、どんぐり山、春日町ヒメボタル特別緑地保全地区 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に残る自然（樹林地、小河川、ため池等）は、環境問題への意識の高まりから、生物の生息環境として、また、まちなみによるおいや安らぎをもたらすものとして大切な要素です。 ○ 市域に残る自然系の資源の保全に努めるとともに、公園の整備等にあわせて、地域の住民等との協働により、自然に親しめるような場所づくりを進めます。 <p>②まちなみ系</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里中央地区の高層ビル群、大阪国際空港、生活情報センター「くらしかん」、豊中市役所、文化芸術センター・アクリア文化ホール・中央公民館、原田下水処理場・スカイランドHARADA・クリーンランド、青少年交流文化館いぶき・武道館「ひびき」・豊島体育館・豊島温水プール、ローズ文化ホール・庄内体育館・ザ・カレッジ・オペラハウス、庄内コラボセンター・「ショコラ」・グリーンスポーツセンター、高校野球発祥の地記念公園・大阪大学、大阪音楽大学 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活や産業等が営まれる都市空間において、建築物がつくるまちなみは、まちの特徴やイメージを形づくる大切な要素です。とりわけ、多くの人が利用する施設とその周辺において整ったまちなみや親しみのわく景観が形成されると、住んでいる人や訪れる人にとってもよい印象をもたらすことができ、まちへの愛着にもつながります。 ○ 公共建築物の整備等においては、まちなみの特徴を読み取り、周辺と調和する景観形成を進めます。また、多くの人が利用する拠点としてふさわしい、にぎわいや風格のある景観形成を進めます。 ○ まちなみのアクセントやランドマークとなる建築物や施設等については、地域の景観形成を先導し、都市ブランドの形成にも寄与するような良好なデザイン等への配慮を促します。 ○ 建築物等への配慮に加え、敷際の緑化や開放的なしつらえ等、まちなみ全体に寄与する取り組みも促します。 <p>③歴史・文化系</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：神社林、桜井谷 2-23 号窯跡、島熊山窯跡、南門前池一帯、大石塚・小石塚古墳、西山氏庭園・大塚・御獅子塚・南天平塚古墳、原田しろあと館、春日大社南郷目代今西氏屋敷 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ まちの中に息づく歴史・文化資源は、まちの個性やよりどころとして重要であり、現在も地域の住民のお祭り等を通じて、歴史・文化資源との関わりが継承されています。また、地域の歴史・文化を学ぶことができる場所として大切な要素です。 ○ 市域に残る歴史・文化資源を、所有者等の理解を得ながら保全に努めるとともに、地域住民等と協働でそれらをいかしたまちづくりを進めます。また、庄内幸町にある郷土資料館では豊中市の歴史、文化資源に関する情報を発信しています。 ○ 歴史・文化資源の周辺においては、歴史的なたたずまいや雰囲気を損なうことのないよう、景観上の配慮を促します。

旧



新

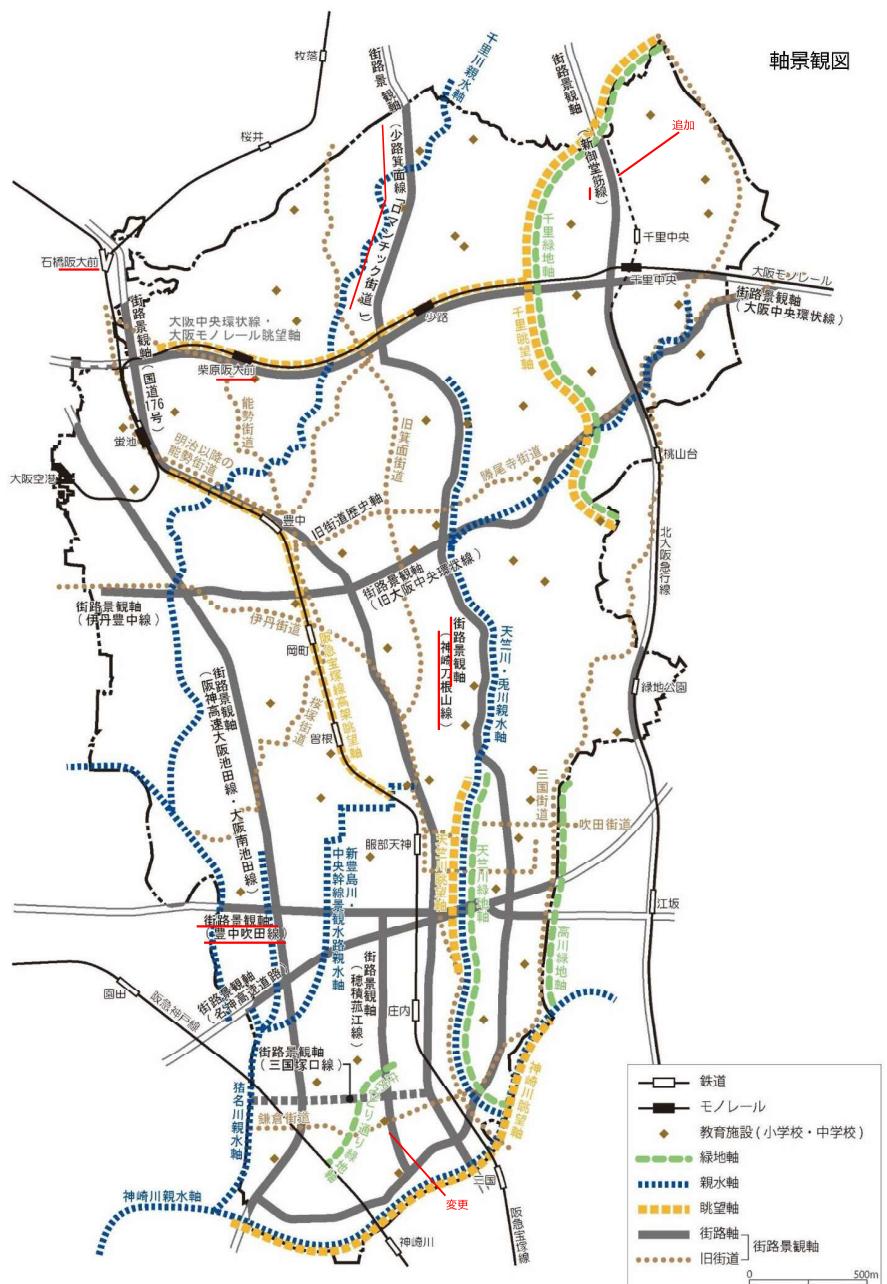


旧	新
<p>(2) 軸景観</p> <p>線状に連なった特徴的な景観を有する河川、緑地、道路等を対象に「軸景観」として設定し、連續性をいかした景観の形成をめざします。</p> <p>①緑地軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里緑地軸、天竺川緑地軸、高川緑地軸、庄内みどり通り緑地軸 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ まとまった緑地が残る緑地軸は、みどり豊かなまちのイメージを高める上で大切です。 ○ 緑地軸としての連續性が保たれるよう、保全に努めるとともに、緑地軸に調和する景観形成を進めます。 ○ 地域の住民等との協働により、散歩道等、自然に親しめる空間としての活用も進めます。 <p>②親水軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里川親水軸、猪名川親水軸、神崎川親水軸、新豊島川・中央幹線景観水路親水軸、天竺川・兎川親水軸 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 川筋がつくる広がりや見通しの良い景観は、すがすがしさや明快な印象をもたらし、河川等の親水空間は、身近に自然に触れられる場所として大切です。 ○ 安全性に配慮しながらも親水性の向上を図るとともに、見通し等の確保や周辺の建物が調和する良好な景観形成を進めます。 <p>③眺望軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里眺望軸、大阪中央環状線・大阪モノレール眺望軸、阪急宝塚線高架眺望軸、天竺川眺望軸、神崎川眺望軸 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地形の起伏や形状等によって良好な見晴らしが得られる眺望軸においては、まちの広がりを見わせ、なりたちやまちの様子を意識することができる空間として大切です。 ○ 眺望軸においては、見通しの確保や、みどりや市街地が見わたせる方向を意識した景観形成を進めます。 <p>④街路景観軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象（街路軸）：新御堂筋（国道423号）、ロマンチック街道（豊中龜岡線）、国道176号、阪神高速道路大阪池田線・大阪南池田線、大阪中央環状線、神崎刀根山線、豊中岸部線、三国塚口線、阪神トランジット、名神高速道路、大阪内環状線（国道477号）、西吉豊中線、穂積蘿江線 等】</p> </div> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象（旧街道軸）：能勢街道、明治以降の能勢街道、旧箕面街道、箕面街道、三国街道、吹田街道、勝尾寺街道、伊丹街道、鎌倉街道、桜塚街道 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道の土地利用とあいまって特徴ある街路景観が形成されている街路軸では、その特徴をいかした景観形成が大切です。 ○ 沿道のまちなみの特徴を読み取り、それと調和した景観形成を進めます。あわせて、街路樹等、沿道のうるおいある景観形成に寄与する要素等の適切な維持・管理に取り組みます。 ○ 旧街道軸は、歴史を伝える古い建築物等が点在し、いにしえの趣を残す等、史料としても大切な要素です。 ○ 歴史を伝える街路軸として、特徴ある建築物等の保全や街道のスケール感をいかした景観形成等、歴史性の継承につながる景観上の配慮を促します。 	<p>(2) 軸景観</p> <p>線状に連なった特徴的な景観を有する河川、緑地、道路等を対象に「軸景観」として設定し、連續性をいかした景観の形成をめざします。</p> <p>①緑地軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里緑地軸、天竺川緑地軸、高川緑地軸、庄内みどり通り緑地軸 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ まとまった緑地が残る緑地軸は、みどり豊かなまちのイメージを高める上で大切です。 ○ 緑地軸としての連續性が保たれるよう、保全に努めるとともに、緑地軸に調和する景観形成を進めます。 ○ 地域の住民等との協働により、散歩道等、自然に親しめる空間としての活用も進めます。 <p>②親水軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里川親水軸、猪名川親水軸、神崎川親水軸、新豊島川・中央幹線景観水路親水軸、天竺川・兎川親水軸 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 川筋がつくる広がりや見通しの良い景観は、すがすがしさや明快な印象をもたらし、河川等の親水空間は、身近に自然に触れられる場所として大切です。 ○ 安全性に配慮しながらも親水性の向上を図るとともに、見通し等の確保や周辺の建物が調和する良好な景観形成を進めます。 <p>③眺望軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象：千里眺望軸、大阪中央環状線・大阪モノレール眺望軸、阪急宝塚線高架眺望軸、天竺川眺望軸、神崎川眺望軸 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地形の起伏や形状等によって良好な見晴らしが得られる眺望軸においては、まちの広がりを見わせ、なりたちやまちの様子を意識することができる空間として大切です。 ○ 眺望軸においては、見通しの確保や、みどりや市街地が見わたせる方向を意識した景観形成を進めます。 <p>④街路景観軸</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象（街路軸）：新御堂筋線、少路箕面線（ロマンチック街道）、国道176号、阪神高速道路大阪池田線・大阪南池田線、大阪中央環状線、神崎刀根山線、旧大阪中央環状線、三国塚口線、名神高速道路、豊中吹田線、穂積蘿江線 等】</p> </div> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 5px;"> <p>【対象（旧街道軸）：能勢街道、明治以降の能勢街道、旧箕面街道、箕面街道、三国街道、吹田街道、勝尾寺街道、伊丹街道、鎌倉街道、桜塚街道 等】</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道の土地利用とあいまって特徴ある街路景観が形成されている街路軸では、その特徴をいかした景観形成が大切です。 ○ 沿道のまちなみの特徴を読み取り、それと調和した景観形成を進めます。あわせて、街路樹等、沿道のうるおいある景観形成に寄与する要素等の適切な維持・管理に取り組みます。 ○ 旧街道軸は、歴史を伝える古い建築物等が点在し、いにしえの趣を残す等、史料としても大切な要素です。 ○ 歴史を伝える街路軸として、特徴ある建築物等の保全や街道のスケール感をいかした景観形成等、歴史性の継承につながる景観上の配慮を促します。

四



新



旧

新

(3) 地区景観

自然・地形的条件、土地利用の現況、景観特性等を踏まえ、まとまりや特徴のある地区を抽出して「地区景観」として設定し、その地区の有する特色をいかしながら、個性豊かで、魅力あふれる地区的景観形成をめざします。

①住宅のまちなみ

【対象：千里ニュータウン地区、少路・野畑・緑丘地区、柴原・待兼山地区、上新田地区、東豊中地区、東泉丘・西泉丘地区、玉井町・末広町地区、桜塚地区、野田地区 等】

- 本市の大半を占める住宅地は、良好な住宅都市である本市の特徴を形づくる都市景観として大切であります。本市の住宅地の景観は、住宅等の建物だけではなく、堀・生垣等の外構や敷地内の植栽のほか、街路樹等に、時代ごとに特徴あるしつらえが施されており、まちなみ特性として現れています。そのため、建物等の計画にあたっては、まちなみの特性を十分に読み取りながら、これまで培われた景観をまもり、いかしていくことが大切です。
- 地域の住民等との協働により、住宅地の環境保全のための取り組みや、ルールづくり等を促します。
- 新たな住宅地においては、良好な住宅地の景観となるよう様々な工夫や配慮を取り入れていくことが大切です。
- 新たに住宅地等として一定のまとまりをもって整備される場合においては、地区計画や景観形成協定等のしくみを用いながら、周辺にも配慮した都市景観の形成を促します。



みどりに包まれた集合住宅地のまちなみ（東泉丘）

②都市の顔のまちなみ

【対象：千里中央地区、豊中・岡町駅周辺地区、庄内駅周辺地区 等】

- 千里中央地区や豊中駅・岡町駅周辺地区、庄内駅周辺地区は、駅前に多数の商業・業務施設が集積し、本市の顔となるまちなみであり、市内ののみならず市外からも多くの人々が訪れます。顔となるまちなみの印象が都市全体の印象を左右することもあり、顔としてふさわしい景観をつくっていくことが大切です。
- 都市の顔となる地区においては、活力があふれ、訪れる人を気持ちよく迎えることのできる景観の形成に取り組みます。



整備された都市の顔となるまちなみ（新千里東町）

(3) 地区景観

自然・地形的条件、土地利用の現況、景観特性等をふまえ、まとまりや特徴のある地区を抽出して「地区景観」として設定し、その地区の有する特色をいかしながら、個性豊かで、魅力あふれる地区的景観形成をめざします。

①住宅のまちなみ

【対象：千里ニュータウン地区、少路・野畑・緑丘地区、柴原・待兼山地区、上新田地区、東豊中地区、東泉丘・西泉丘地区、玉井町・末広町地区、桜塚地区、野田地区 等】

- 本市の大半を占める住宅地は、良好な住宅都市である本市の特徴を形づくる都市景観として大切であります。本市の住宅地の景観は、住宅等の建物だけではなく、堀・生垣等の外構や敷地内の植栽のほか、街路樹等に、時代ごとに特徴あるしつらえが施されており、まちなみ特性として現れています。そのため、建物等の計画にあたっては、まちなみの特性を十分に読み取りながら、これまで培われた景観をまもり、いかしていくことが大切です。
- 地域の住民等との協働により、住宅地の環境保全のための取り組みや、ルールづくり等を促します。
- 新たな住宅地においては、良好な住宅地の景観となるようさまざまな工夫や配慮を取り入れていくことが大切です。
- 新たに住宅地等として一定のまとまりをもって整備される場合においては、地区計画や景観形成協定等のしくみを用いながら、周辺にも配慮した都市景観の形成を促します。



みどりに包まれた集合住宅地のまちなみ（上新田）

②都市の顔のまちなみ

【対象：千里中央地区、豊中・岡町駅周辺地区、曾根駅周辺地区、庄内駅周辺地区 等】

- 千里中央地区や豊中駅・岡町駅周辺地区、庄内駅周辺地区は、駅前に多数の商業・業務施設が集積し、本市の顔となるまちなみであり、市内ののみならず市外からも多くの人々が訪れます。顔となるまちなみの印象が都市全体の印象を左右することもあり、顔としてふさわしい景観をつくっていくことが大切です。
- 都市の顔となる地区においては、活力があふれ、訪れる人を気持ちよく迎えることのできる景観の形成に取り組みます。



整備された都市の顔となるまちなみ（新千里東町）

旧

新

③地域の顔のまちなみ

【対象：少路駅周辺地区、~~柴原駅周辺地区~~、螢池駅周辺地区、緑地公園駅周辺地区、~~曾根駅周辺地区~~、~~服部天神駅周辺地区~~ 等】

- 周辺の住民が利用する商業・業務施設等が集積し、地域の顔となるまちなみは、日々住民が目にする景観であり、地域への親しみ・愛着を育む上でも、その場所を印象づけ、心地よさをもたらす景観形成を進めていくことが大切です。
- 地域の人が集い、利用する地域の顔となる地区においては、ふれあいと親しみのある景観形成に取り組みます。



柴原駅前駅の地域の顔となるまちなみ (柴原町)

④複合機能のまちなみ

【対象：庄内地区、豊南町地区】

- 庄内地区や豊南町地区は、住宅と商店、工場等が混在した複合機能を有するまちなみであり、相互が調和した暮らしやすい景観形成を進めていくことが大切です。
- 複合機能のまちなみにおいては、防災まちづくりの促進にあわせて、緑化やオープンスペースの確保等を進め、地区全体としてうるおいや心地よさのある景観形成に取り組みます。



道路整備でつくられたうるおい空間 (庄内幸町)

⑤工場・倉庫のまちなみ

【対象：空港周辺、神崎川周辺 等】

- 工場や倉庫、流通施設が集積する地区においては、機能中心につくられた建屋等により無機質なまちなみになりがちですが、働きやすい環境つくりにもつながるうるおいある景観形成を進めていくことが大切です。
- 建屋のデザインや配置を工夫したり、緑化を施したり等、うるおいあるまちなみの形成を進めていきます。



うるおいある工場・倉庫のまちなみ (箕輪)

⑥自然のまちなみ

【対象：服部緑地、~~ふれあい緑地~~、猪名川親水地区 等】

- 大規模な空間を有する緑地等は、都市の中でうるおいを感じられる空間として、また自然の中でレクリエーションが楽しめる空間として大切です。
- 多くの市民が利用し、親しめる場所として、オープンスペースや親水性等をいかした環境整備を進めるとともに、市民・事業者・NPOとの協働による適切な維持・管理を進めていきます。



水辺や緑が楽しめる自然のまちなみ (服部緑地)

③地域の顔のまちなみ

【対象：少路駅周辺地区、~~柴原阪大前駅周辺地区~~、螢池駅周辺地区、緑地公園駅周辺地区、~~服部天神駅周辺地区~~ 等】

- 周辺の住民が利用する商業・業務施設等が集積し、地域の顔となるまちなみは、日々住民が目にする景観であり、地域への親しみ・愛着を育む上でも、その場所を印象づけ、心地よさをもたらす景観形成を進めていくことが大切です。
- 地域の人が集い、利用する地域の顔となる地区においては、ふれあいと親しみのある景観形成に取り組みます。



柴原阪大前駅の地域の顔となるまちなみ (柴原町)

④複合機能のまちなみ

【対象：庄内地区、豊南町地区】

- 庄内地区や豊南町地区は、住宅と商店、工場等が混在した複合機能を有するまちなみであり、相互が調和した暮らしやすい景観形成を進めていくことが大切です。
- 複合機能のまちなみにおいては、防災まちづくりの促進にあわせて、緑化やオープンスペースの確保等を進め、地区全体としてうるおいや心地よさのある景観形成に取り組みます。



道路整備でつくられたうるおい空間 (庄内幸町)

⑤工場・倉庫のまちなみ

【対象：空港周辺、神崎川周辺 等】

- 工場や倉庫、流通施設が集積する地区においては、機能中心につくられた建屋等により無機質なまちなみになりがちですが、働きやすい環境つくりにもつながるうるおいある景観形成を進めていくことが大切です。
- 建屋のデザインや配置を工夫したり、緑化を施したり等、うるおいあるまちなみの形成を進めていきます。



うるおいある工場・倉庫のまちなみ (二葉町)

⑥自然のまちなみ

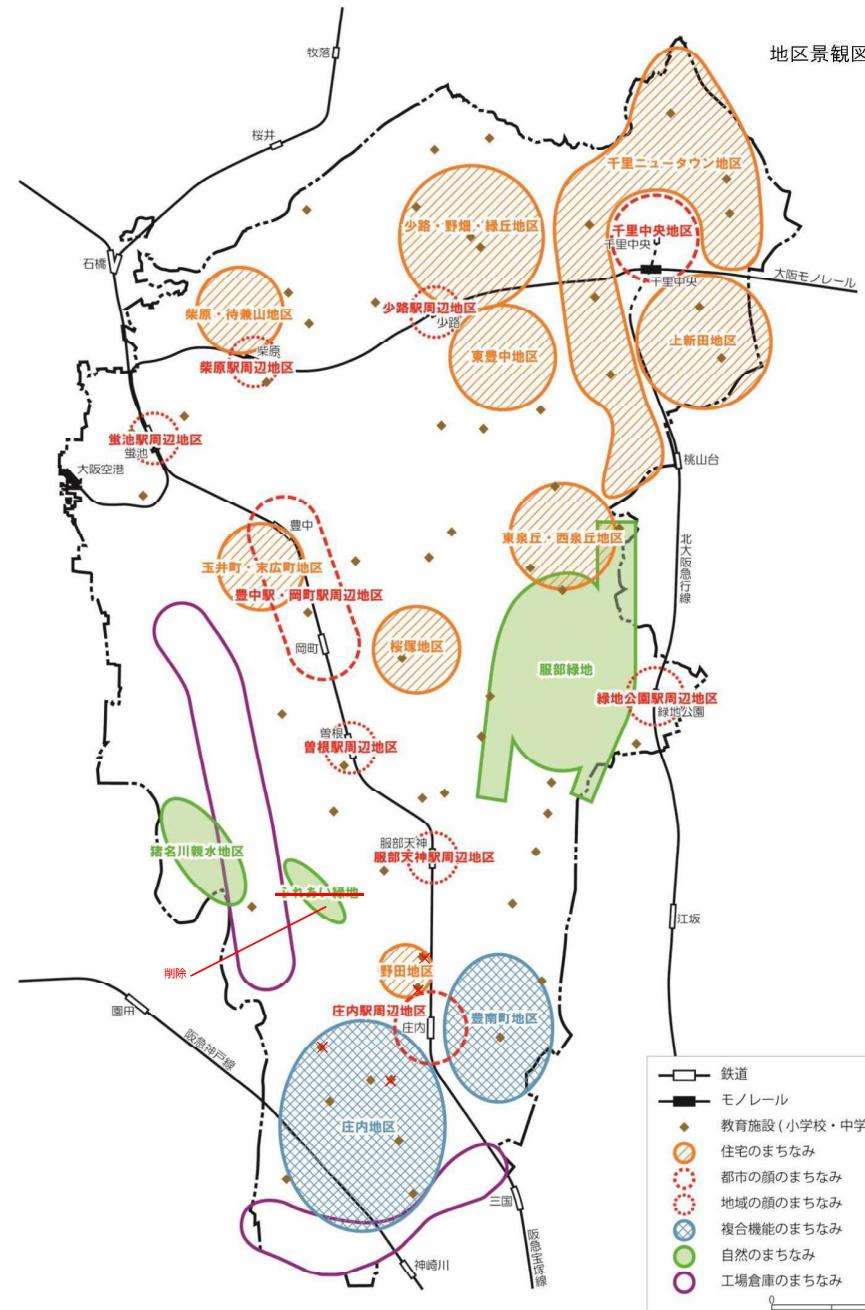
【対象：服部緑地、~~大阪国際空港周辺緑地~~、猪名川親水地区 等】

- 大規模な空間を有する緑地等は、都市の中でうるおいを感じられる空間として、また自然の中でレクリエーションが楽しめる空間として大切です。
- 多くの市民が利用し、親しめる場所として、オープンスペースや親水性等をいかした環境整備を進めるとともに、市民・事業者・NPOとの協働による適切な維持・管理を進めていきます。

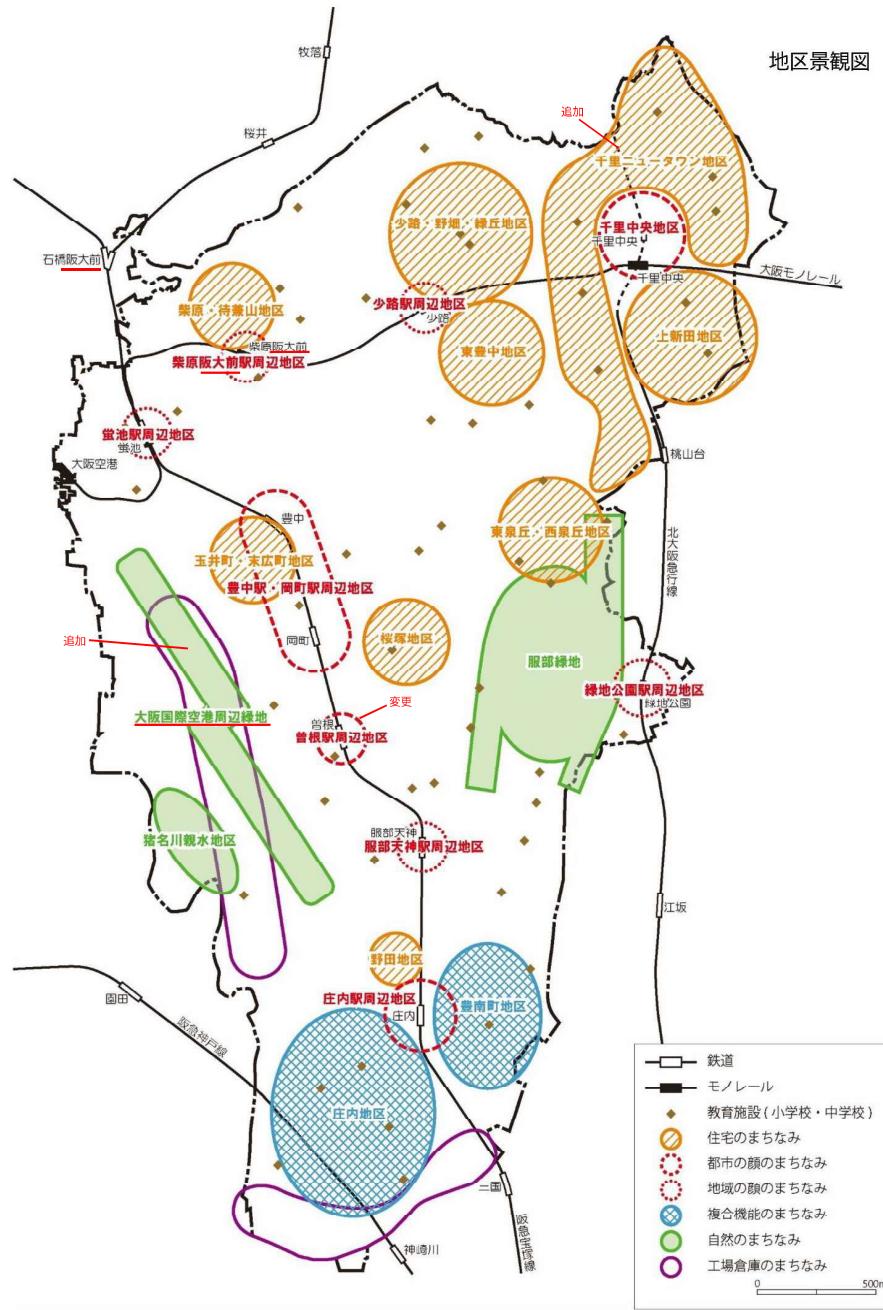


水辺や緑が楽しめる自然のまちなみ (服部緑地)

旧



新



旧



新



2. 地域別景観

本市の都市景観は、自然条件や市街地形成の違いによって、地域ごとに異なる景観がモザイク状に広がっており、地域ごとの景観特性の把握が難しい場合もありますが、まちへの愛着を高め、またブランド力の向上や活性化を図っていくためには、市民共有の財産である地域景観の特性を読み解き、それらをいかした都市景観形成が求められます。

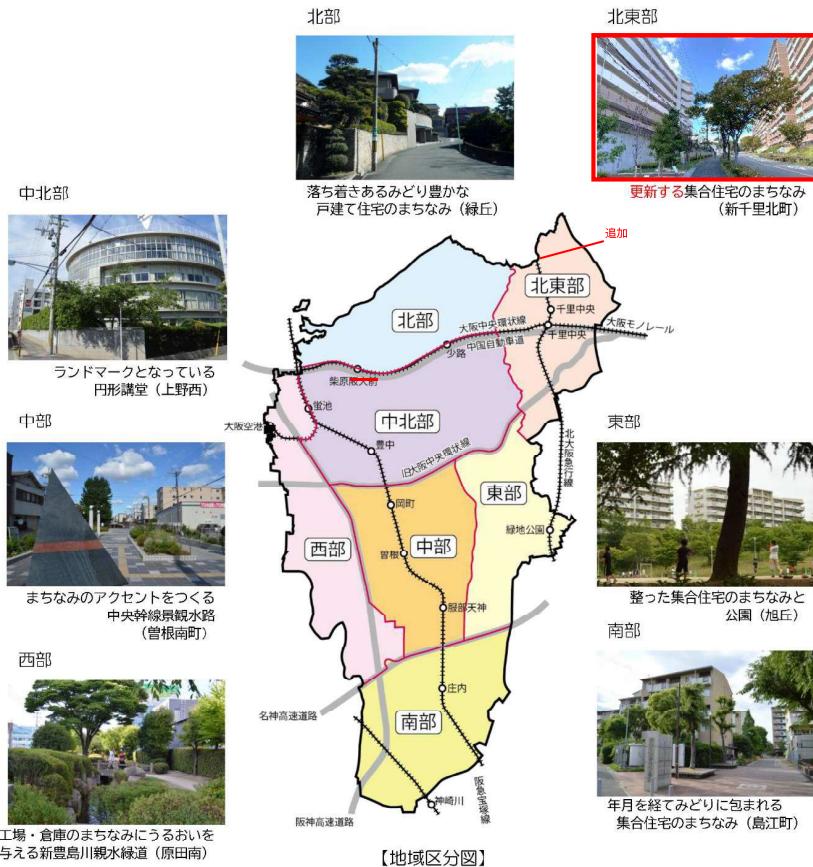
そのため、地域別景観では、「豊中市都市計画マスターplan」で示す7つの地域に区分し、それぞれの地域でめざす将来イメージやまちなみの特徴、大切にしたい景観を示すことで、景観形成の主役となる市民・事業者等が地域の景観を理解するための糸口とし、具体的な建築行為等の際にまちなみを読み解く手がかりとします。



2 地域別景観

本市の都市景観は、自然条件や市街地形成の違いによって、地域ごとに異なる景観がモザイク状に広がっており、地域ごとの景観特性の把握が難しい場合もありますが、まちへの愛着を高め、またブランド力の向上や活性化を図っていくためには、市民共有の財産である地域景観の特性を読み解き、それらをいかした都市景観形成が求められます。

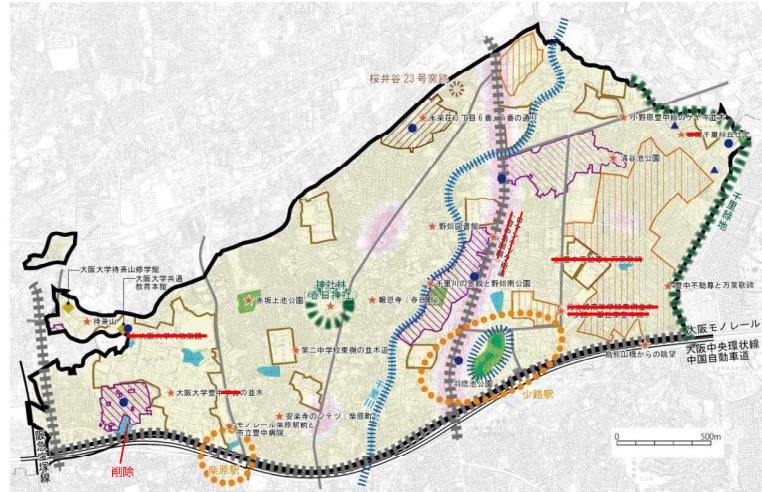
そのため、地域別景観では、「豊中市都市計画マスターplan」で示す7つの地域に区分し、それぞれの地域でめざす将来イメージやまちなみの特徴、大切にしたい景観を示すことで、景観形成の主役となる市民・事業者等が地域の景観を理解するための糸口とし、具体的な建築行為等の際にまちなみを読み解く手がかりとします。



旧

(1) 北部地域

【都市計画マスター プランの「地域の将来イメージ】
自然と住環境が調和した水とみどりに親しめるまち
時代の流れに敏感な便利でおしゃれなまち



地域の要素
 住宅系 鉄道
 商業系 モノレール
 工業系 道路
 河川・池
 公園・緑地
 教育施設(小・中・高・大学)
 骨格となる緑
 骨格となる道路
 地区計画
 景観形成協定
 指定文化財・登録文化財
 骨格となる歴史・文化
 建築協定
 緑地協定
 特別緑地保全地区

【大切にしたい景観】

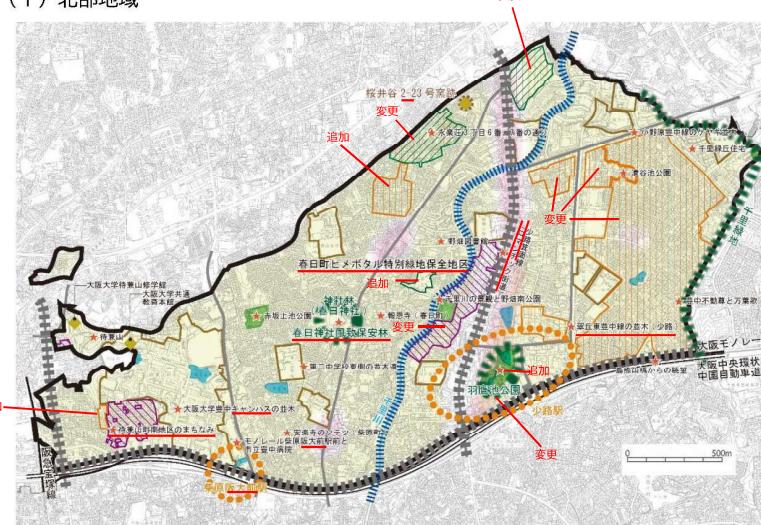
- 千里川や市域の北辺をふち取る丘陵のみどり等、自然が豊かに感じられる地域です。
- 春日町から桜の町等、千里川の谷筋には古いまちなみも残っています。
- 古くからの環境の良い住宅地を含め、箕面や六甲山への眺望に優れた自然感にあふれた風景が広がっています。
- 地域内では地区計画や景観形成協定、建築協定等の取り組みも見られます。
- 整った戸建て住宅地のまちなみや、住宅地のみどり、自然（水辺）の風景、幹線道路（ロマンチック街道）沿いや駅前商業地のおしゃれなまちなみが特徴です。



地区計画で良好な景観を
まもるまち（緑丘）
しゃれた外観の店舗等が並ぶ
ロマンチック街道（西緑丘）

新

(1) 北部地域



地域の要素
 住宅系 鉄道
 商業系 モノレール
 工業系 道路
 河川・池
 公園・緑地
 教育施設(小・中・高・大学)
 骨格となる緑
 骨格となる道路
 地区計画
 景観形成協定
 指定文化財・登録文化財
 骨格となる歴史・文化
 建築協定
 緑地協定
 特別緑地保全地区

【大切にしたい景観】

- 千里川や市域の北辺をふち取る丘陵のみどり等、自然が豊かに感じられる地域です。
- 春日町から桜の町等、千里川の谷筋には古いまちなみも残っています。
- 古くからの環境の良い住宅地を含め、箕面や六甲山への眺望に優れた自然感にあふれた風景が広がっています。
- 地域内では都市景観形成推進地区や地区計画、建築協定、特別緑地保全地区、自治会申し合わせ等の取り組みも見られます。
- 整った戸建て住宅地のまちなみや、住宅地のみどり、自然（水辺）の風景、幹線道路（ロマンチック街道）沿いや駅前商業地のおしゃれなまちなみが特徴です。



都市景観形成推進地区指定で
良好な景観を育むまち（永楽庄）
良好な自然環境を守るために指定した
春日町ヒメボタル特別緑地保全地区



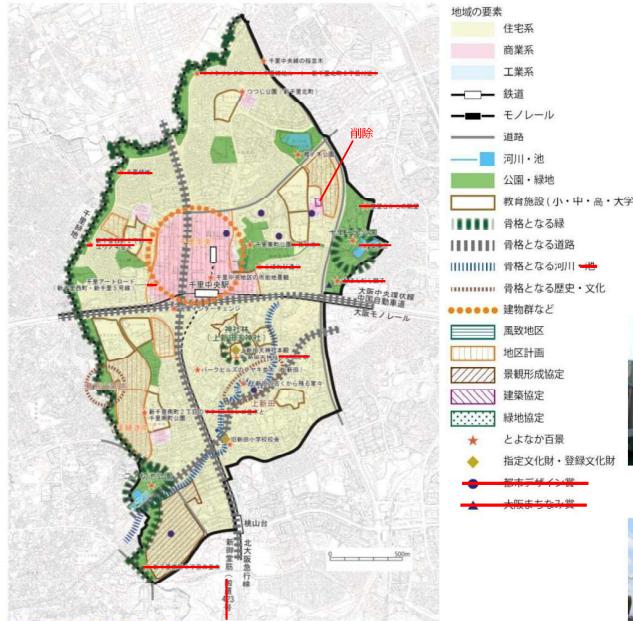
地区計画で良好な景観を
まもるまち（緑丘）
しゃれた外観の店舗等が並ぶ
ロマンチック街道（西緑丘）

旧

新

(2) 北東部地域

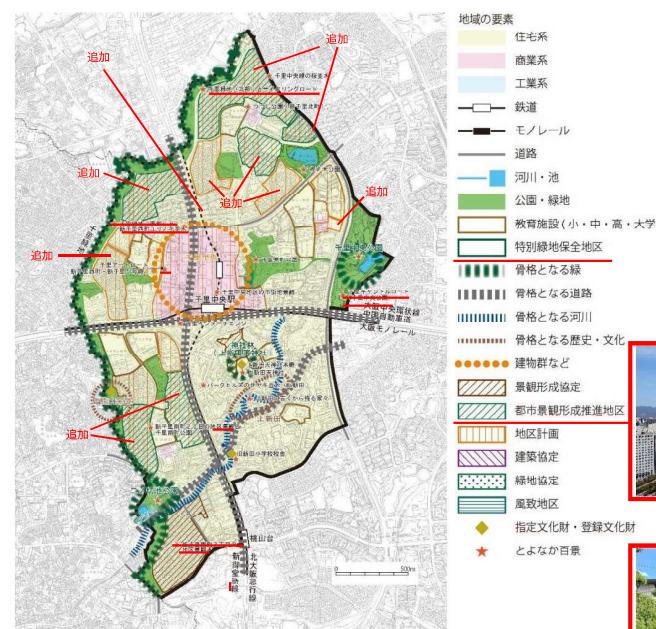
【都市計画マスター プランの「地域の将来イメージ】
**みどり豊かな住環境を守りながら、多世代が暮らしやすいまち
 新しい生活を創造する魅力のあるまち**



【大切にしたい景観】

- 千里丘陵のみどり豊かなまちで、千里ニュータウンと上新田地区からなる地域です。千里中央地区は北部大阪の都市拠点になっています。
- 千里ニュータウンの住宅地は、周辺にある自然的環境、公園や街路樹によるみどり、計画的につくられたまちなみが特徴です。
- そして、これまで培われたまちなみを継承するため、「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」を定めて誘導を図るだけでなく、地区計画・景観形成協定、建築協定、自治会申し合わせの取り組みも見られます。
- 千里中央地区は、「千里中央地区再整備ビジョン」に基づき地区計画を決定するとともに、住宅や病院等の新たな機能の導入やバスターミナル、歩行者動線の改善等、再整備が行われました。特に千里文化センター「コラボ」は市民協働で運営される等、市民の活動拠点として親しまれています。
- 上新田地区は古くからの集落景観と集合住宅が並ぶ新しいまちなみが見られます。中でも旧新田小学校校舎は道路からもよく眺められ、歴史的まちなみを印象づけています。

(2) 北東部地域



【大切にしたい景観】

- 千里丘陵のみどり豊かなまちで、千里ニュータウンと上新田地区からなる地域です。千里中央地区は北部大阪の都市拠点になっています。
- 千里ニュータウンの住宅地は、周辺にある自然的環境、公園や街路樹によるみどり、計画的につくられたまちなみが特徴です。
- そして、これまで培われたまちなみを継承するため、「豊中市千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」を定めて誘導を図るだけでなく、**都市景観形成推進地区**や地区計画、景観形成協定、自治会申し合わせの取り組みも見られます。
- 千里中央地区では、「千里中央地区再整備ビジョン」に基づき再整備事業が行われています。今後も商業施設の老朽化による建替えや、北大阪急行電鉄の延伸等により、駅周辺の利用環境が変わることが予想され、地区の一層の活性化に向け「千里中央地区活性化基本計画」に基づき、バスターミナルの再整備や、道路の再編等を官民連携して行うなど、まちの新たな魅力を創出するためのさまざまな取り組みが予定されています。
- 上新田地区は古くからの集落景観と集合住宅が並ぶ新しいまちなみが見られます。中でも旧新田小学校校舎は道路からもよく眺められ、歴史的まちなみを印象づけています。

旧

新

(3) 中北部地域

【都市計画マスター プランの「地域の将来イメージ】

水とみどり豊かな暮らし始めたまち

人が集まり交流するにぎわいのあるまち



【大切にしたい景観】

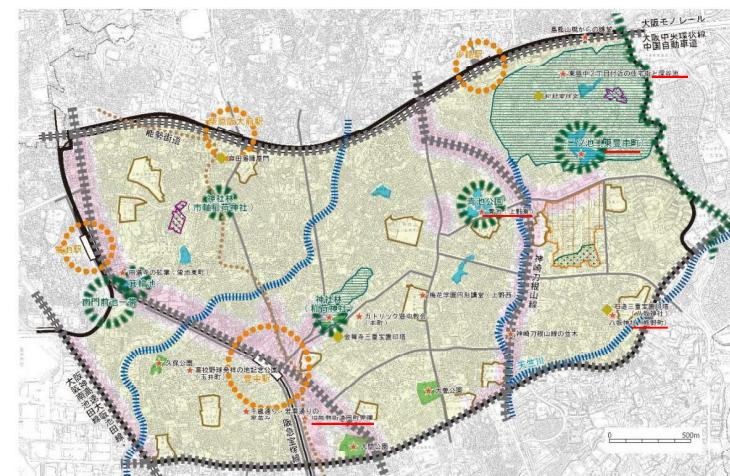
- 台地・丘陵地の上に形成された市街地で千里川・兎川、三ツ池・青池・箕輪池等の水辺のうるおいを感じる地域です。
- UR 都市機構の団地では、シャレール東豊中やシティコート千田園として建て替わるなか、既存樹木等を極力残す等、「まちの記憶」が伝承されることとも、再生地には建築協定や緑地協定を定め、新たな魅力ある景観形成が進められています。特にシャレール東豊中では地区計画を策定するとともに、デザイン調整も行われる等、今後の参考となる取り組みです。
- 東豊中の住宅地では風致地区や建築協定、自治会申し合わせの取り組みが見られます。
- 駅周辺のにぎわいをさらにいかすため、豊中駅周辺では、地区環境整備に向けた取り組みが進められています。
- 歴史資源や点在するおしゃれなお店が地域を特徴づけています。



たくさんの人でにぎわう七夕まつり（豊中駅前の商店街）

いにしえのたたずまいを残す町家（岡上の町）

(3) 中北部地域



地域の要素	住宅系	鉄道	骨格となる緑	風致地区	★ とよなか百景
	住宅系	モノレール	骨格となる道路	地区計画	◆ 指定文化財・登録文化財
	商業系	道路	骨格となる河川	景観形成協定	● 建築協定
	工業系	河川・池	骨格となる歴史・文化	公園・緑地	○○○ 建物群など
				教育施設(小・中・高・大学)	■ 緑地協定
					■ 特別緑地保全地区

【大切にしたい景観】

- 台地・丘陵地の上に形成された市街地で千里川・兎川、三ツ池・青池・箕輪池等の水辺のうるおいを感じる地域です。
- UR 都市機構の団地の建替えでは、既存樹木等を極力残す他、再生地に建築協定や緑地協定を定め、魅力ある景観形成が行われています。
- 東豊中の住宅地では風致地区や建築協定、白治会申し合わせの取り組みが見られ、風致に富んだ良好な景観が守られています。
- 駅周辺のにぎわいをさらにいかすため、豊中駅周辺では、豊中駅周辺再整備構想とあわせて地区環境整備に向けた取り組みが進められています。
- 歴史資源や点在するおしゃれなお店が地域を特徴づけています。



水面に映る住宅群も美しい三ツ池（東豊中町）



建物デザインに工夫が凝らされたUR シャレール東豊中（東豊中町）



たくさんの人でにぎわう七夕まつり（豊中駅前の商店街）



いにしえのたたずまいを残す町家（岡上の町）